

令和2年5月7日

保護者の皆様

横浜市教育委員会
横浜市立旭中学校
校長 加藤 裕之

5月11日以降の一斉臨時休業の延長について

保護者の皆様には、本校の教育活動に対するご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が延長されました。これを踏まえて、5月11日（月）以降についても、一斉臨時休業を延長することとしました。

学校としても、休業期間の長期化を受けて、定期的に電話連絡をして、子どもたちの心身の健康状態を把握したいと考えています。ご協力をお願いします。

さらに、何かご心配なことがある場合は、必要に応じて「教育相談」を行います。ご利用いただくようお願いいたします。

1 臨時休業期間 5月11日（月）～5月31日（日）

- 上記休業期間中は、部活動も実施しません。
- 臨時休業期間における情勢の変動等により、休業期間を延長する場合があります。

2 生徒の心身の状態の把握について

- 生徒の学習や生活の様子を把握するために、学校から定期的に電話連絡を行います。
- 生徒の学習面や生活面、その他ご心配なことがある場合は、「教育相談」を行います。ご希望される場合は、電話（364-5112）でご連絡ください。ご希望に応じて、電話でのご相談、感染予防を十分に行いながら学校での面談やご家庭で十分に感染予防の環境をつくっていただいた上での家庭訪問などを行います。

3 休業期間中の学習課題について

- 5月15日までの学習課題を、旭中学校Webページに5月1日に掲載してあります。7日（木）、8日（金）の休業日の分をまず取り組むようお願いしましたが、休業期間が伸びましたので、続きに取り組んでください。
- 時間ごとに小分けにして課題を出しています。課題といっしょに掲載してある「臨時休業中の学習課題取組表（週間）」をぜひ活用して、計画的な家庭学習を進めてください。
- 今後の課題の掲載は、5月15日（金）、22日（金）を予定しております。旭中学校Webページの閲覧をお願いします。

4 休業期間中の学びの保障について

教育委員会では、教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信を行ってききましたが、休業期間中も継続します。t v k（テレビ神奈川）による学習動画の放送については継続する方向で調整中ですので、追ってお知らせします。t v kによる放送を継続する場合、番組表はこれまでと同様にインターネット上に掲載します。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/kyouikukoho/200410dogahaishin.html>

5 臨時休業期間中の過ごし方について

臨時休業期間中、健康面、生活面について、お子さまに次のことに留意して過ごすよう、ご家庭でもご配慮をお願いします。

- ・毎朝、検温、健康チェックを行い「健康観察票」に記録すること
（学校再開日には、健康観察票を必ず持参してください）
- ・不要不急の外出は控え、密閉空間、密集場所、密接場面は避けること
- ・心身の健康のために適度に体を動かすことも大切であること
- ・公園等を利用する時は、その場所のルールやマナーを考えること
- ・T V、ゲーム、パソコン等を利用する場合には時間を決めることや、困ったことがあればすぐに身近な大人に相談すること
- ・緊急時には保護者と連絡ができるようにしておくこと
- ・先生やカウンセラーは休業中も学校にいるので、不安や心配がある場合は、学校に連絡すること

6 学校への連絡について

お子さまが、新型コロナウイルス感染症と診断された場合(関係機関から濃厚接触者として経過観察を指示された場合も含む)、発熱等の風邪の症状で受診した場合は保護者から学校へご連絡ください。ご家族が、感染したり、医療機関より自宅での健康観察を指示されたりした場合も、ご連絡にご協力ください。

7 緊急受け入れについて

個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受け入れ」を実施します。障害などにより1人で家庭で過ごすことが困難な場合もご相談ください。詳しくは、「緊急受け入れの実施について」をご確認ください。

8 6月1日（月）以降について

6月1日（月）以降のことについては後日お知らせします。横浜市教育委員会W e b ページ、旭中学校W e b ページ等で最新の情報をご確認ください。

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

横浜市立旭中学校
校長 加藤 裕之

緊急受入れの実施 について

この度の一斉臨時休業に伴い個別支援学級（全学年）の生徒のうち、保護者の就業、その他家庭での対応が困難な場合について、「緊急受入れ」を実施します。また、障害等により一人で家庭で過ごすことが困難な場合は、学年に関わらずご相談ください。

緊急受入れはあくまでも「緊急の措置」です。通常の学校教育活動とは異なるものであることをご承知おきください。

また、生徒はもちろん、保護者や同居するご家族の方に体調不良の方がいる場合、大事を取って緊急受入れの利用をご遠慮ください。

1 実施日

5月11日（月）～5月29日（金）（土日を除く）

2 実施時間

8時30分～14時30分

3 受入れ内容

- 課題の学習や読書など、教師の見守りのもとで安全に活動に取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症予防のため、手洗いやうがいを行い、可能な範囲でアルコール等で消毒を行います。座席の間隔を広めにとり、大人数で長時間集まることは避けます。

4 受け入れにあたって

- 事前に緊急受入れカードに必要事項を記入し、提出をお願いします。変更があった場合は、速やかにご連絡ください。
 - ・筆記用具と自習するためのドリル等は各自で用意し、お子さんに持たせてください。その他の持ち物については、通常の登校時と同様の対応をお願いします。
- 登校前は、各家庭において必ず検温、健康観察を行い、健康観察票（別途配付）に記入し、お子さんに持たせてください。健康観察票を忘れた場合や体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合、受け入れはできません。
- 登下校は安全面を考慮できるだけ一人で登下校しないように指導しますので、ご家庭でもお声掛けをお願いします。
- 昼食を持参してください。その際、衛生面への配慮をお願いします。
- 早退する場合は、安全面を考慮して保護者のお迎えをお願いします。
- 受け入れ後、お子さんが体調不良になった場合は、提出いただいた緊急連絡先へ連絡をいたしますので、お迎えをお願いします。
- 本校で新型コロナウイルス感染症が発生、または感染の心配がある場合は、受け入れを中止いたします。

緊急受入れカード

年 組 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

臨時休業期間中、緊急受け入れを希望します。

理由

--

希望する日に○、しない日に×をつけてください。

日	月	火	水	木	金	土
	11日	12日	13日	14日	15日	16日
17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日
24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
31日						

緊急受入れ期間中の緊急連絡先

① 名前 () 連絡先 ()

② 名前 () 連絡先 ()